

千葉県告示第779号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和5年9月22日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
Happy千葉中央 千葉県千葉市中央区 村田町1189 グランシャルマン1階 B号室	一般社団法人 ハッピーライフ 東京都葛飾区 東金町1-40-4 金町北口ビル2階 代表理事 白崎 英子	令和5年 9月30日	1250101654	放課後等デイ サービス